岐

目

人事委員会規則 次

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 一部を改正する規則

(人事委員会)

\_~;

号 外

二 年 八 月三十一日

(--)

令

和

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月三十一日

岐阜県人事委員会 委員長 廣

瀬

英

=

同

岐阜県人事委員会規則第二十六号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 岐阜県職員退職手当条例施行規則 (昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号) の一

付則第二項に見出しとして「 (経過措置) 」を付する。 付則第一項に見出しとして「 (施行期日) 」を付する。

付則に次の一項を加える。 (特定退職者に関する暫定措置)

3 第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第八条の二及び第二 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則 (昭和五十年労働省令第三号) 附則

えられた同規則第三十六条 (各号列記以外の部分に限る。) に規定する理由により退 用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四の規定により読み替 五十年労働省令第三号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。 十三条第一項の規定の適用については、第八条の二中「次のとおり」とあるのは「雇 職した者のほか、次のとおり」と、第二十三条第一項中「雇用保険法施行規則(昭和

この規則は、 公布の日から施行し、この規則による改正後の岐阜県職員退職手当条例

号 外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

発行 

令和二年八月三十一日

令和二年八月三十一日発行

発 発

行行

所 者

岐 岐

庁

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐阜文芸社